

正眼寺 四十世 大鼎良器の伝記

川 口 高 風

本稿執筆の因縁は二、三年前、大本山總持寺副貫首成田芳
髓老師との炉辺談話中、自坊龍谷寺二十五世の大鼎良器は正
眼寺へ昇住したが、『青松山誌』（昭和五十三年五月 正眼寺）
をみても伝記は明らかにならず、そのため筆者に調査の依頼
を受けたことに始まる。その時、筆者は以前調査した寿昌院、
法正寺、興禪寺などで良器寄進の銘の入った仏具が多くあつ
たことを思い出し、多くの仏具などを寄進した人と答えたの
みであった。その後、『稻沢市史資料』第二十四編の「寺院
什物調査報告書」を見る機会を得、陽春院（稻沢市北島町）
には良器の木造や墨蹟、それに『住山雜記』を所蔵すること
が報告されていた。

そこで、早速、陽春院の資料調査を行ったところ、稻沢市
教育委員会の報告以外に嘉永五年閏二月以後、正眼寺や寺社
奉行所より良器へ出された書状など十四通を一軸にまとめられ
れた巻子も見出すことができた。さらに、京都の古書肆より
良器が得中首座へ付与した『金剛經』や良器が記した「二天
尊四百五十回大遠諱中諸記録」なども手に入れることができ、
良器研究への縁が深くなつていった。

『住山雜記』を解読したところ、良器の自伝であることが
明らかになり、そのため『住山雜記』を中心とした大鼎良器
の伝記を執筆することにした。奇しくも本年、成田芳髓老師
は米寿を迎られ、その記念に拙稿を呈上できることは無上の
喜びである。

さらに本稿が、田島柏堂博士傘寿記念号に所収されること
は正眼寺研究の先学者であつた博士の学恩に報いることがで
きればと思つてゐる。田島博士は正眼寺所蔵文書の整理を行
い、正眼寺の沿革などを著してゐる。筆者は博士より揮毫を
得て『正眼寺文書目録』を直接恵与された。しかも、その後

の尾張曹洞宗史の研究には、その目録の導きによつて多くの知識を受けている。

このように本稿は、正眼寺研究に造詣の深い田島博士と筆者に問題提起を与えていた成田老師への報恩行として生まれた。兩老師が米寿、傘寿を迎えた仏縁は、筆者に正眼寺歴住研究をするべく陰の力になつたものと感謝感激している。ここに、益々の御法身御健勝と今後の御活躍を祈念するものである。さらに『住山雜記』を貸与下さり、御高配を受けた陽春院住職松井義門老師 種々御教示を賜つた宝円寺住職浅田覚元老師に対しても深く感謝の意を表するものである。

（平成四年九月二十日記）

統制を行うことになり、尾張初代藩主義直侯よりも尾張僧録を命ぜられている。（田島柏堂「正眼寺の沿革」（『正眼寺文書目録』所収）

正眼寺の歴代住持については、歴住の法嗣などによつて略伝が記され、それが「歴代住山記」として四巻の軸装にまとめられている。軸の表書きによれば、第一巻は二世より二十二世、第二巻は二十三世より三十三世、第三巻は三十四世より四十世、第四巻は四十一世とあり、それが昭和五十三年五月に本堂落慶記念として刊行された『青松山誌』の「歴代住山記」に写真版で紹介された。しかし、明治期以前の歴住において四十世大鼎良器のみの伝記はなく、どのような理由から「歴代住山記」に良器の伝記が収録されなかつたのであろうか。法嗣が戒林謙光一人のみであつたところから成立しなかつたか定かないが、法地再興開山地であつた陽春院には、良器自筆の『住山雜記』を所蔵しており、それは良器自身の略伝を記したものであつた。そのため正眼寺の「歴代住山記」に加えられるべきものと考え、ここに紹介しようとするものである。

本書の大部分は文久三年（一八六三）に記されていると

正眼寺は、尾張地方における曹洞宗最初の禅刹である。応永元年（一三九四）、尾張の太守青生直正が金剛山伝法律寺の廃跡再興を企て、天鷹祖祐を懇請して開いた。しかし、天鷹は師の通幻寂靈を開山に勧請し、自らは第二世に就き通幻一派の総本寺となつた。寛永六年（一六二九）には、関三刹より僧録に任せられ、尾張領国内の宗門寺院の

ころから、良器の正眼寺住持時代のものであるが、大黒天の施与など明治二十二年迄記されているところから、遷化する頃迄自分の手元に置き書き入れていたものである。そして示寂後、当時の住持第五世大光満嶺の代に陽春院へ所蔵することになったものと思われる。何れにしても、ここに『住山雜記』の全文を紹介し、『住山雜記』を中心とする良器の活動をながめてみたい。

二 『住山雜記』の構成と略伝年表

本書は、法地再興開山地である陽春院に所蔵する。題簽は「住山雜記 全」とあり、縦二三・一_チ、横一六・一_チ、表裏表紙は薄青の美濃紙で七十五丁ある。すべて良器自筆である。良器が文久三年六月十七日迄に記したものにそれ以後を加え、明治五年正月十七日に改記し、開運大黒天像施与については、示寂する明治二十二年迄追加されている。

内容の構成をみると、「拙衲住職地并心覚之義等手扣記し置候事」とあるように、良器が手記していた扣で、大きく五部に分けることができる。その要旨をみてみると、

一、首先地龍谷寺より宝円寺、満願寺、法止寺、興禪寺

へ住持した年月日やその期間に行つたことの概略が記されている。

二、出生より安政六年（一八五九）に正眼寺へ昇住し、文久三年（一八六三）四十九才の時遺偈を認め、示寂後の取り計らいについて記している。

三、弘化五年（一八四八）より明治二十二年迄に開運大黒天を施与した数などをあげている。

四、文久元年（一八六一）より同三年（一八六三）迄、藩主への献金や正眼寺諸堂再建のこと、命日は必ず十七日にすること、示寂後の金子、遺品分配などの遺言を記している。

五、元治元年（一八六四）以後、明治五年正月迄のこと、明治三年に正眼寺を退隱したことになつたこと、正眼寺住持に就いて以来、新規に再建したり修復したもののが覚、正眼寺住持中の首座名や尼僧剃髪者の覚などを記している。

となる。したがつて、伝記の中心は二と五の部分であるが、その他の部分からも事項を取り出し、『住山雜記』を中心とした良器の略伝を年表形式でまとめてみよう。

和暦	西暦	年令	事項
文化十二年 文政三年 天保五年 四年 三年 二年 一年	一八一五 一八一〇 一八二一 一八二三 一八二七 一八三二 一八三三 一八三四 一九才 十九才 二十才 二十四才 二十二才 一八二六 一八三八 一八四〇 一八四一 二十七才 二十九才	六才 七才 八才 九才 十三才 十八才 十九才 二十才 二十六才 二十四才 二十二才 一八二六 一八三八 一八四〇 一八四一 二十七才 二十九才	四月十五日、出生す（名古屋七間町五丁目）。父は岡田屋和吉、母は野田茂八女。 六月二日、母死去。 六月十日、父病死。六月中に威音院八世老闘越童の弟子となる。 二月十五日、越童の下で剃髪式を行う。 十一月迄、越童に隨身するが離弟し、以後、道音寺七世大保良林に参見し弟子となる。 本年より十八、九才迄、久昌寺十三世領州祖鑑及び正眼寺典座の良林に隨侍す。 冬、龍潭寺二十四世大忍貫道の助化による地蔵寺四世梅庵宗英の初会に隨侍し、以後、三度貫道に隨侍す。 正月、但馬出石郡の誓願寺の靈鳳智文（見性寺十四世）とその本師の智外大拙（見性寺十二世）に隨侍す。 冬、良林、龍谷寺で初会を修行す。 夏、正眼寺三十七世大典文棟が開山通幻禪師四五〇回忌を修行するに首座を任せられたが、良林より辭退を申し出る。貫道が高山府の大隆寺の助化に請され隨侍す。 秋、龍谷寺へ帰山したが、大典文棟より翌年夏の首座を申し付けられる。 四月五日、正眼寺開基四〇〇回忌の首座に任せられ円成す。 九月十六日夜、龍谷寺で良林の室中に入り嗣法相続す。室侍は宝円寺三世大光千忠であつた。 六月、大典文棟、正眼寺を退隱す。 七月二十六日、正眼寺後席に良林が就く。良林に隨侍し侍者寮へ安居す。 九月八日、良林、正眼寺入院式を行う。 正月、良林、正眼寺入院祝儀として転衣上京を申し付けられる。 二月二十二日、長福寺住持として永平寺へ向う。 二月二十六日、永平寺五十七世載庵禹麟禪師の下に転衣式を行う。また、良林の正眼寺入院披露も行つた。
十五年	一八四四	三十才	
十四年	一八四三		
十三年	一八四一		
十二年	一八四〇		
十一年	一八三八		
九年	一八二六		
七年	一八二二		
五年	一八一〇		
四年	一八一五		
三年	一八一〇		
二年	一八一〇		
一年	一八一〇		

弘化 二年	嘉永 二年	嘉永 三年	安政 元年	安政 二年	安政 三年	安政 四年	安政 五年	安政 六年	安政 七年	安政 八年	安政 九年	安政 十年
一八四五	一八四九	一八四八	一八五二	一八五一	三十七才	五月二十九日、龍谷寺退休願を出す。後席を宝円寺の大光千忠に依頼し、自らは宝円寺へ引移る。	三月二日、上京し道正庵へ到着す。	十月十四日、良林、五十七才で示寂す。	三月十六日、参殿し勅許御綸旨を賜う。	十一月二十六日、龍谷寺の首先住持願いを出す。	二月二十七日、龍谷寺入院式を行う。	夏、戒林謙光、正眼寺三十九世逸山謙乗初会の首座となり円成す。
三十一才	三十二才	三十四才	三十八才	三十九才	三十九才	九月十一日、謙光、良器の室に入り嗣法相続す。	八月十一日、謙光、正眼寺三十九世逸山謙乗初会の首座となり円成す。	九月、これより正眼寺の知客を勤める。	正月より三月迄、開運大黒天を百人へ施与す。	五月二十九日、龍谷寺退休願を出す。後席を宝円寺の大光千忠に依頼し、自らは宝円寺へ引移る。	十月二十六日、宝円寺十六世に請せられる。	十二月十七日、満願寺十六世に請せられる。
三十五才	三十七才	三十八才	三十九才	四十才	四十才	十月二十六日、満願寺入院式を行い披露す。	十月四日、満願寺入院式を行い披露す。	十一月二十八日、法正寺入院式を行う。	十一月二十九日、引移り式を修行す。	五月九日、興禪寺二十九世住持となる。	九月八日迄、興禪寺の開山像を再興し点眼す。	九月十日、興禪寺入院式を修行す。
四十一才	四十二才	四十三才	一八五六	一八五五	一八五四	二月十四日、護国院法地に尽力し、寺社奉行所より銀一枚下る。	十月二日、藩への献金につき真岡一反下る。	十一月十日、献金振闈にあたり、反物代として金千疋を下る。	八月十七日、日置村の善昌庵（現在、禪昌寺）法地再興を聞済む。	九月十四日、善昌庵伽藍伝法相続す。	五月、開運大黒天像一〇〇体を施与す。	九月十六日、正眼寺三十九世逸山謙乗示寂す。
四十五才	四十四才	一八五八	一八五七	一八五六	一八五五	一月、開運大黒天像一〇〇体を施与す。	一月、開運大黒天像一〇〇体を施与す。	一月、開運大黒天像一〇〇体を施与す。	一月、開運大黒天像一〇〇体を施与す。	一月、開運大黒天像一〇〇体を施与す。	一月、開運大黒天像一〇〇体を施与す。	一月、開運大黒天像一〇〇体を施与す。

和暦	西暦	年令	事項
萬延元年	一八六〇	四十六才	九月十八日、逸山謙乗の内葬を修行す。 十月十七日、正眼寺四十世住持となる。
文久二年	一八六一	四十七才	十月二十日、繼目、御目見願を差出す。 十一月九日、藩主に御目見見す。
文久三年	一八六二	四十八才	十一月十五日、正眼寺入院式を行う。 十一月十六、十七日、府内寺院へ礼廻り。
正月	一八六三	四十九才	十二月八日、小牧寺院へ礼廻り。 十二月十五日、御目見御札申し上げる。
正月	一八六四	五十年	十二月二十日夜、雲興寺三十六世孝道良順より伽藍代付法を願う。 十二月二十二日、寺社奉行所において、公儀御條目并寺社奉行所御條目を受ける。
正月	一八六五	五一年	正月六日、年頭にあたり登城す。
正月	一八六六	五二年	正月十三日、開運大黒天一〇〇体を施与す。
正月	一八六七	五三年	二月二十八日、兩大本山へ入院披露を行う。
正月	一八六八	五四年	三月一日、二代尊四五〇回忌修行、自ら拈香す。三月五日より戒会を修行す。
正月	一八六九	五五年	十月九日、亀京寺法地再興願を認める。
正月	一八七〇	五六年	八月四日、陽春院より法地再興開山に請される。
正月	一八七一	五七年	正月、開運大黒天一五〇体を施与す。
正月	一八七二	五八年	閏八月二日、「二代尊四百五十回大遠諱中諸記録」を記す。
正月	一八七三	五九年	正月、開運大黒天一〇〇体を施与す。
正月	一八七四	六年	正月九日、藩主上洛につき十両献金す。
正月	一八七五	七年	正月十七日、石像十一面觀音を建立す。
正月	一八七六	八年	二月二日、『金剛經』一字一石書写を納める。
正月	一八七七	九年	二月二十一日、陽春院伽藍伝法相続す。
正月	一八七八	十年	六月十七日、遺偈、遺言などを認める。『住山雜記』を記す。

元治 四年	一八六四	五十才	正月、開運大黒天一五〇体を施与す。 三月四日、法正寺戒会の戒師を勤める。
慶応 二年	一八六五	五十一才	正月、開運大黒天一〇〇体を施与す。
明治 三年	一八六六	五十二才	正月、開運大黒天一〇〇体を施与す。
ク二 二年	一八七〇	五十六才	正月、開運大黒天一〇〇体を施与す。
ク二 二年	一八七一	五十八才	正月八日、得中首座に『金剛經』を付与す。
ク二 二年	一八七八	六十四才	七月四日、寺社奉行所より阿蘭陀焼香炉を拝領す。
ク二 二年	一八八九	七十五才	九月二十二日、大本山總持寺独住一世梅崖突堂禪師の晋山式に上山す。
			十一月二十八日、正眼寺を退隱す。
			十二月三日、謙光と共に正眼寺寺務筋遠慮を申し付けられる。
			正月十七日、『住山雜記』を改記す。
			八月、宝円寺の「靈簿序」を記す。
			九月十七日、示寂。

三 「住山雜記」の紹介

『住山雜記』を翻刻するにあたり、頭注は筆者が加えた。また、改行及び句点は原文通りでなく、筆者が適宜に行つた。

住山雜記 全(題簽)

拙衲住職地并心覺之義等手扣記し置き候事。

愛知県愛知郡日進町大字藤島

一大徹派龍谷寺廿五代七ヶ年住職也。

右寺永祖開祖牌新規仕替置。其外客殿物壁ぬり替修覆。高卓仕替置候。拙衲位牌相納置

正眼寺四十世大鼎良器の伝記（川口）

候事。

愛知県西春日井郡西春町大字西之保

一 天鷹派寶圓寺四代三ヶ年住職也。
右寺え新座敷建立。庫下東え九尺付下し候事。右寺え寄附之分。

賢外逸俊

大保良林

一 金三両也。御開山え御茶湯料寄附。

一 金貳両也。二代和尚え御茶湯料寄附。

一 金壱両也。大保和尚兩親位牌茶湯料寄附いたし置候事。

一 金貳両貳歩也。西之保村宝円寺の切両に付の切両所え右金子氏神神酒料に永世寄致置候。

安政六年（一八五九）

右は安政六年未十月宝円寺における慥に相渡両所より請取も取置候事。

一 了庵派満願寺十六代二ヶ年住職也。

右寺には住職罷居候ても遠境に付丑年十二月より寅十月迄に日数二十日余も在寺有之候。

右寺に位牌相納置候事。

一 普濟派法正寺五代住職也。

右寺儀は拙衲人撰住職被仰付。寅十月より卯五月迄住職にて他山候事。同寺え位牌相納置候事。右寺に金子七十両余入置候事。尤法堂大破罷居候事。

一 実峯下萬山派興禪寺升九代五ヶ年住職也。

右寺御開山尊像は先住洞禪長老代に大破候迎御首お切のこし置。尊躰は焼却候由に申伝へ依之住職の日より心に掛け。安政二年卯九月八日迄に再興出来為致点眼申上。同月十日入院致候事。

一大般若六百卷全部并右入用之諸道具不残新儀出来候。尤是は旦方堀田理右衛門一同より二

十両金寄付致堀田右馬太夫其外旦方有縁之方よりにて出来候事。

一 金拾両也。永世大般若供養料。又壹両貳歩也。メ十壹両貳分也寄附也。拙納より寄附致置。右金子當錄え預り証文旦方中え相渡。毎年利足は両に□歩つゝ之筈にて相渡候事。

一 同寺客殿庫裡不残壁ぬり替修覆致候事。尤私金にて調候事。

一 同寺儀。輪番振住之儀。先住代ふメり治定無之。付ては拙納住職代一形不成。心痛既に興禪寺より火急輪番可相勤之処。拙納偏當山勤儀の切分を以夫々末寺示談治定相成。メり議定相定メ候。尤外に記録委しく記し置候事。同寺輪住成助金之内十両金拙納より差出候事。

一 同寺末寺日置村善昌庵法地願済候事。

安政四年（一八五七）
右寺儀至て貧地。本寺役介之寺ゆへ幸ひ法地再興□之方へ任せ恩金十両也請取。安政四年巳八月十七日法地再興仰聞済之事。伽藍開法の儀同曆巳九月十四日伝附益し候。依之同寺え永世茶湯料金壹両也。并牌面共に寄附相納置請書も請取置候事。右恩金十両は興禪寺相続料金に相成候事。

一 當山山門五百大羅漢尊像不残修覆。

嘉永三年（一八五〇）
右は嘉永三年戊五月拙納中年之頃心願お發し一代之内開運成就候上は尊躰御手足不足之處修覆仕度心願お祈り候得共。仮令心願は成就不致候とも尊躰に不自由有之候ては却て守護も難斗道理お能考へ何れにも一度約定致置候儀に付前件修覆之上供養も仕置候。修覆代金五両也。

一 大黒蛭子両神至て小き尊像を得候。

弘化五年（一八四八）

嘉永四年（一八五二）

右は弘化五年午五月。此兩尊え心願候は我生涯之内開運之時節有之候はゞ百倍にして百人え施し百人の銘うにも開運為祈度心持おいて心願致候処生死の程難斗。存生中に一度両神約定之儀報し度心持にて嘉永四年亥正月より三月迄に百人え施し置候事。

津島天王社内弥五郎殿神前小馬二疋。

右は金貳百疋を以瀬戸村早枝亭と兩人にて寄附いたし候。尤瀬戸物也。右は拙衲法運増長法身堅固無病無災惡了降伏怨敵退散法孫繁昌心願成就の為に祈念奉納仕置候事。

八大龍神入戒之事。

右は安政六年未三月四日より吉根村觀音寺おるて靈鳳老師戒師入戒代戒為勤候。血脉南海え相納候事。右龍神え開運満足心願成就惡了降伏怨敵退散祈念之事。
名古屋市守山区大字吉根
靈鳳智文（兵庫県出石郡出石町、
見性寺十四世）

稻荷大明神眷属 壱箇

右は嘉永四年亥五月十五日。内津妙見宮え参詣の途中小松寺村に稻荷社有之。此社内眷属申受候。尤宝玉くわへ居候ゆへ直に心願候は此眷属の聖跡有之候はゞ我お守護せよ。開運の時には官位益し候と約定候得は夫より追々開運吉相廻り。依之當山住職相成候節両度官位勝稻荷大明神と称し金七両貳歩也。官金相納候。是全く此明神守護有之事に候。

當山知客勤役之義。

正眼寺

嘉永二年（一八四九）
安政六年（一八五九）

嘉永二年酉九月交代より安政六年未十月十七日迄無怠慢勤役罷有之事。尤十一ヶ年之間無事勤役罷有之候事。

當山知客勤役中より首座円鏡首座人え施し候事。

嘉永五年（一八五二）
瑠璃光寺、現在廢寺

嘉永六年（一八五三）

安政三年（一八五六）

名古屋市東区代官町、大本山永平
寺名古屋別院

嘉永五年子閏二月廿日。^{※(ママ)}瑠璃光寺秀仙公事。取扱に付金貳百疋御奉行所おるて被下置候事。
嘉永六年丑十一月。御上え銀一枚差上置候処。同暦七寅正月八日御書付を以御挨拶被仰出
候事。

安政三年辰二月十四日。御上より銀一枚

護國院一寺立法地相成。格別骨折取扱に付被仰付難有仕合に候事。余年四十二才之節。

安政三年辰十月二日五半時。御呼にて今般献金取扱方行届候に付。先々乍聊益し候逆真岡

一反被下之候事。

同暦三年辰十一月十日。献金振闊當り反物代として金千疋被下之候事。

安政四年巳正月八日五半時。御呼にて御奉行所おるて御上より先般御為筋之儀首尾克相整
候□。夫々祈願おもいたし候哉に相聞一段之事。依之木綿二反被下之難有仕合御書付は
別紙に有之候事。

安政四年巳二月晦日。別段献金に付御書付被仰渡候事。

安政四年巳十二月廿七日五半時。御用之義に付申談儀有之に付。御奉行所おるて 御上よ
り格別の思召を以献金骨折に付紬三反被下之候事。

嘉永七年寅十月廿六日。熱田法正寺拝領住職被 仰付候事。

文久三年亥十二月廿九日。去申年来究民に施物候逆銀一枚御上より被下之難有仕合拝領仕置
萬延元年（一八六〇）

候事。

元治元年（一八六四）

元治元年子四月十日。御上より拙僧當山住職已來万端行届居旦衆寮始再建等致候逆素良晒
一反被下之拝領仕候事。

文化十二年（一八二二）

一

拙衲儀。文化十二年乙亥火性四月十五日日の出る時出生。

氏神は広小路神明宮。生所は名

古屋七間町五丁目岡田屋和吉実子也。

父は葉栗郡後飛保村九左衛門舍弟にて姓は堀場氏也。

文政三年（一八二〇）

文政四年（一八二一）

母は同郡北方村野田茂八実子にて余六才にして文政三辰六月一日母死去。同暦四年巳六月

名古屋市中区新榮

八世老闘越童

十日余歳七才父病死。両親遠行。無余儀出家相勧め同六月中。名古屋東寺町威音院越童和

尚え因縁も有之弟子に相成。

文政五年（一八二三）

文政五年午二月十五日右和尚にて剃髪式礼相済。七才より九才の十一月迄右寺に隨身罷居候処右越童和尚氣分短慮にて弟子共養育方行届兼候。尊宿に付不得止事右寺離弟と相成。

文政六年（一八二三）

江南市大字五明

七世大保良林

十三世大字小折

十三世嶺州祖鑑

因縁あつて九才の文政六年未十一月。道音寺大保和尚に始て参見いたし師弟の因縁相結ひ

候より格外の厚恩お受候事は海山無限事。

十三四才よりは久昌寺祖鑑和尚え日々通り通ひ庫下辺の□□ひ又は近辺使用の□ひに罷在。

十八九才頃迄實に難行苦行柴荷汲水して相勤。其頃は誠に難行と被存候得共段々の勤功其功分に依て年暦相過。功分相顯れ候半と。天保五年午冬於保村地蔵寺梅庵和尚初会貫道老師之助化結制え始て出会乍入夫より三度も隨侍罷過。

天保七年申正月。余年廿二才發足にて但馬出石城誓願寺靈鳳老師參見掛搭相願并靈鳳老師

本師見性寺大拙老師えも隨侍三年を経て同暦九年戊正月帰國。余歳廿四才。其年本師大保

和尚道音寺転住して龍谷寺え他山相成。隨侍引移り同冬大保老師同寺おゐて初会興行也。

同暦十一年子夏當山御開山四百五十回忌大遠諱に付準常恒初会興行に付文棟方丈より格別

の恩召を以拙僧え初会任首座被申付候。然る処大会初法幢之儀未熟成者にては首座勤兼候

正眼寺三十七世大典文棟

天保九年（一八三八）

天保十一年（一八四〇）

兵庫県出石郡出石町

十二世智外大拙

天保七年（一八三六）

兵庫県出石郡出石町

靈鳳智文

天保七年（一八三六）

兵庫県出石郡出石町

天保九年（一八三八）

天保十一年（一八四〇）

正眼寺三十七世大典文棟

高山市春日町

清学寺、名古屋市北区安井
十一世仏門心宗
正福寺、名古屋市中区新栄
十二世大嶽渕龍
天保十二年（一八四二）
尾張太守青生直正
三世大光千忠

逆大保和尚より辞退相成。其度幸ひ飛州高山府大陸寺え貫道老師助化被參候付拙僧隨伴相願候様本師之申付。依之一度彼地え相越秋来帰國候處又え文棟和尚より來夏任首座申付度に付勸發として清学心宗。^{*}^{*}正福渕竜両和尚龍谷寺え入來示談之上。來丑夏當山準常恒会初会より三会目任首座治定也。尤天保十二年丑四月五日正眼寺殿四百回遠諱法事会と申事首座首尾円成相成。余歳升七才に候。同曆十二年丑九月十六日夜。龍谷寺大保和尚之室中おるて嗣法相続仕候。室侍之儀は宝円寺千忠和尚也。

天保十四年卯六月。文棟和尚隱居相成

後席之儀大保和尚。同七月升六日御奉行所おるて滝川権十郎殿より大保和尚當寺住職被仰付。依之拙衲隨侍侍者寮え安居。大保老師世寿五十二才。余歳升九才に候。^{*}^{*}同曆卯九月八日天保十五年辰正月。余歳三十才也。

大保本師被申候は拙衲入院祝儀として其方え転衣上京申付候條祖山え上山拙衲入院披露使僧相勤候様被申付。尤官金拾五両也被下之外に路資として當百三十枚申受則祖山え遂登山。尤借寺は法成寺村長福寺也。

同二月升二日發足本山え升六日若升七日。式礼大禪師は禹麟和尚也。入院披露等拝式礼相済下山。夫より上京三月二日に道正庵え若□向御殿拝見。三月十六日參殿勅許御綸旨頂戴候事。余歳三十才也。

一 弘化二年巳十一月升六日。龍谷寺初住職願済仕候事。余三十一才に候。先住心宗和尚儀は大保老師之後住にて龍谷寺出入三ヶ年住職にて隠居。後席之儀訛合有之。若年之拙子え後席被申付是以本師之厚思難忘難有仕合住職相勤候事。

弘化二年（一八四五）
二十四世仏門心宗

弘化三年（一八四六）

一 弘化三年午二月廿七日。右寺入院式礼相勤候。此日雨也。本山転衣式礼も二月廿七日にて
雨少く降り候。是も護法神の加護力有之事にて吉瑞とも被存候。

嘉永元年（一八四八）

嘉永元年申十月十四日本師^{*}遷化。余三十四才。

扱う余九才の十一月より三十四才十月迄指をくつして數うれば漸く廿六年。幼年より中年
迄は何とも無限本師え心配為致一々本師之厚恩によつて成長。成人立身出世初住竜谷寺住
職も皆不残本師の厚恩餘光なりと十二時中難忘。尚又十一ヶ年之間^{*}大忍ら録所役僧知客相
勤。奉行衆成田六郎左衛門殿に役僧興禪寺と申て格別之談示之節は主人は暫置呼立相成内
命を蒙り候も偏に本師之余光とや感し尚又中年には拙子考へ候には行末出家道行届候哉と無
覺束存候時も有之。又は竜谷寺退休之節も種々愚考候得共未た年令は若年也。未長き事に
て竜谷寺退休候て如何とも存思合仕候得共運命は天に任也。尤墨色為考候は貴君は運強
きに付何事いたし候ても開運有之と申に任せ弥竜谷寺退休暫く隠居罷在候得共知客之儀は
不退出勤無事相勤候。

嘉永元年（一八四八）

本師は申十月十四日^{*}遷寂。一旦當惑致當山後席被仰付候迄一形不成心痛罷在候。世は無常
成る事にて本師五十七才にして遷化漸く三十日の病床丁寧看病候事。

嘉永二年酉夏。謙光當山謙乘和尚初会任首座被申付首尾円成。

戒林謙光
正眼寺三十九世逸山謙乘

弘化二年（一八四五）
嘉永四年（一八五二）

同曆八月十一日嗣法相続候事。是も法孫繁栄之基ひ法子壱人は早行御互に求候事肝腰之事
に候。同寺竜谷寺七ヶ年之間住職相勤併し去る已十一月より嘉永四年亥五月廿九日退休願
出候迄も始終當山に詰切。自坊は看司にて御開山等は甚不孝之勤方。乍去中年竜谷寺大保
和尚住職隨侍之内御開山并大權尊前おいて朝夕因縁有之候也。當山え一度住職之因縁も有

大光千忠

之様と申て祈願申候功分に候哉。竜谷寺初住おも仕此段本師之恩儀とは乍申難有勿躰なき事に候。同寺後席之儀宝円寺千忠和尚頼。拙子は宝円寺え引移り候事。竜谷寺世代升五代也。同寺に位牌相納置候事。

嘉永四年（一八五二）

一 嘉永四年亥九月升六日。宝円寺え住職願済候。同暦五年子三月七日入院式相勤。此日大雨

*也。

嘉永六年（一八五三）
十五世仏方俊道

一 嘉永六年丑十二月十七日無縁地濃州御領分武儀郡上之保村満願寺え他山。同寺隱居俊道長老後席罷請。尤旦方之應請にて点頭住職仕。同暦七年寅十月四日旦方中え披露并隣寺斗にて入院式相勤五處法語相済。侍者はミノ関千手院徳芳和尚相勤吳候事。同寺世代十六世にて位牌相納置候事。

一 嘉永七年寅十月升六日。熱田法正寺人撰住職 御奉行所おるて拝領住職被仰付難有仕合。

同月廿九日引移り式相済。同十一月升八日入院式相済。此より小院故歎諸天神加護力に預り珍敷大晴天に候事。依之坊処からもよろしく入来寺院當日百五六十ヶ寺と申事。入院式首尾相済。同月廿六日夜。本寺おるて伽藍伝法候也。右寺法正寺えは拝領謝拝并諸堂修覆諸入用金に金七十両余入用に候。同寺五代也。位牌相納置候事。

安政二年（一八五五）
二十八世無外洞禪

一 安政二年卯五月九日。興禪寺住職願済候事。同寺儀も無縁之處不斗先住洞禪和尚拙衲え後席頼度由被申出。付ては法正寺一寺を申受當金八十両也。申受其外講返金七十両六ヶ年済に差出吳候様引合頼に付拙子引請。尤中人は岳桂院泰明和尚也。

名古屋市北区如意
十二世光禪泰明

同暦九月十日入院式相勤。此日大雨天也。寺院入來百五六十ヶ寺賑々敷事同寺升九代也。伽藍法之儀も右先住より同年六月伝法候事。興禪寺住職中も當知客勤役罷有候事。余歳四

十一才にて興禪寺住職候事より安政六年未十月十七日迄興禪寺住職候事。今年余四十五才

安政六年（一八五九）

一 安政六年己未十月十七日丑之日吉辰候哉。此日御奉行所より五ツ半時御用之儀に付御呼則出勤候。尤當山に罷居御状も當山え参り候間御役所え九ツ時頃十七日に罷出候處御奉行御兩人御例席。吟味役頭取兩人掛り矢野錠太郎殿調方組頭兩人掛り。福島嘉右衛門殿外に見習衆三人程例席にて御用番御掛り。成田六郎左衛門殿御談示は興禪寺良器正眼寺住職被仰付候との仰渡難有御書付頂戴。御請申上候。次に役寺泉増院呼出拙納上席。同席におゐて御奉行衆役寺心得方御書付を以御奉行衆被仰渡候。直に御役所より御年寄衆御宅不残并御奉行衆え御礼申上候事。

名古屋市中区大須
大光院、名古屋市中区大須
名古屋市千種区城山町
名古屋市中区大須

*万松寺大光寺善篤寺此三ヶ寺えは當日直に使僧宝円寺を以手札にて風意聽として遣し候。護國院えは拙子奉行衆之序に風意聽相越候。

同十八日。當山御開山拝光申上候事。

同廿日。繼目御目見願差出候事。

同廿七日。根一札素性書不残諸什物請取渡御達申上候事。

一 同年十一月九日。國君御入國に付初めての御目見被仰付獻上物壹束一本獨御礼首尾克御目見申上候事。

一同暦十一月十五日辰之日。さたん天おんよめとり門出吉と申日大安日也。依之入院式日並相定諸寺院客來九百人余程入來天氣も可成。何れも大慶悦び吳候事。右當日當所円通寺小宿にて當□人足乗輿宝聚院着。式礼は小參之法式首尾都合相済。

小牧市三ツ渕
岩倉市野寄町

當日出府十六日十七日兩日府内札廻寺院え披露相済。十八日岳桂院立寄小牧廻札相済帰山。

合山一同大悅之事。

同曆十二月十五日。住職継目御目見被仰付難有御礼申上候。尤獻上物壺束一本之事。
安政七年（一八六〇）

瀬戸市白坂町
三十六世孝道良順

同十二月廿二日。御奉行所おるて 公儀御條目并寺社奉行所御条目とも二通御渡申受候事。

同十二月廿三日。成田六郎左衛門殿より御丁寧拙子入院祝儀として千代綿五把。右綿一把十三匁位と申事爐縁壺箱入此代千疋位と申事右被下恐入候。難有申受候事年内無事日出度重年仕寺中一同無事重年之事。
安政七年庚申正月。衲子住職始受元旦諸事目出度相向候事。

同六日。年頭登城御礼申上候事。

同曆二月朔日。殿様御発駕被為遊候付。同月十三日於御城御年寄衆御月番御奉行衆御取次を以御墨印被下置申受候。御城上り下りは御達之通に候事。

同二月二日。二代尊御諱拈香之儀は住職相成初年。山主拈香之事是又首尾相勤大慶。此日大雨龍天の加護と相心得候事。

同曆七年申二月廿八日。出立にて両本山より拙納入院披露相済。能本山えは常会下小野浦村良參寺衆寮本成長老也。祖山えは御器所村淨元寺眷從長老也。転衣僧に托し両本山共に首尾相済返翰持参帰国相及候事。
安政六年（一八五九）

扱う先代謙乗和尚義は年令五十二才にして安政六年夏已來發病にて九月初旬より先大病之様子にて同十六日終に遷化。生死はのかれかたき事十二ヶ年之住職。住職の地當山とも三

ケ所。法嗣人兩人也。

然る処。拙衲は知客勤役中當九月十五日恒規大般若祈禱に付。興禪寺え引取中當月十五日般若祈禱相済。八大龍神えも血脉授与并天王社參も相済自坊え帰り候処夜分五ツ時頃。自坊え飛脚参り書面披見候處丈室大病と申に付此飛却同道相越候様との事に付。直様出掛津島よりは里数七里も有之処生惜大雨降り継き漸きけい鳴頃當山え着候得共最早謙乗和尚夜中九ツ時頃弥廷寂との事。

扱う無常成事は山の水よりも過たりと歎也。左候得共當山十二ヶ年之住職實に難有事。付ては法嗣之兩人相手に致し法類等打寄種う品う内談示談之上内葬十八日并御役所向達事同升二日。同升七日中陰法事等拙衲より取定并同升八日恒規般若祈念。尤焼香は拙衲相勤候。同升九日御役所え遺書御達。右御役所おゐて遺書夫う御取調。同十月三日内合穩蜜方え御談示相成由。同四日に内合穩蜜方出掛。四日夜に土田弥十郎方に止宿。翌五日當山え穩蜜兩人着。拙衲面会生所世寿法臘住職之地等其外御褒美品等委しく記し右兩人引取相成。同七日に御役所え達にて御奉行衆御披見之上翌八日上え御達相成候由承り。同月十一日御上始ての御入國被為成候。同月十五日亥の日にて御家中御祝儀登城之席之節。殿様え言上相成候様子にて同十六日御奉行所え渡り。其夜十六日戌中刻出しとして翌日十七日朝御用状當山え着いたし披見候処今十七日御呼に候。前件諸事早行速に上おゐても御調被下置少も障りものふ未熟若年無学無筆の者殊に拙子義は未法幢。

若萬一不行届とも當山御席とも被任候節は如何致候哉と。実に昼夜に自分之事ならば口外には氣隨に乍申實に心痛罷過候処。前顯諸事首尾當山住職被仰付候段并御奉行成田殿義格

別にひいきにして引立被下候段等之外金子不自由成。拙子に候お靈岳院和尚祢此方より不申候に心痛手當して晋山金迄用意致被呉候等。実以大恩難報感涙感心罷過。是偏に當山御開山御引立并伽藍神等旦本師おるても寂定にあつて歎喜ゆやくして先に立て隨喜致し呉候半と。

尚又當山え勧請候福德勝稻荷大明神之義は諸事物事先に立て取斗被下候哉。目前には不見候得共惣して是迄の掛合取斗上都合と申ては先き立隨喜相違無之と心得候。

前件未八月十六日夜半に知客寮裏にて野狐俗に申悦なきと申こん／＼鳴きいたし夏中もさげび候得共うれいなきわい／＼と申てさけび候お。今夕は何様の吉瑞候半と感じ居候得共六十日目に吉瑞相顯れ依之勝稻荷明神とも相唱へ申度心願罷過候。

是実に一形不成加護に預り候。尚又二代尊大遠諱に付ても諸堂修覆并本寮玄関再建旦勸化申出候にも實に一形不成。山主おるては心痛其上大遠諱に付ては授戒興行之心得未熟成者過分の企には候得共當山おるて五百年來建立已來授戒も無之。仮令戒弟は無之とも當山の伽藍神始山神或は草木伐木の靈魂等も大法之難有事聽聞の因縁無之。依之実に御開山二代尊え内願申上未熟なれとも御開山御戒師之思召を以為勤被下度右言相發し。是以双方隨喜に依て無障賑々敷戒会興行相成。戒弟は當山伽藍神。姥山水神。八大龍神。勝稻荷明神等伐木の魂靈等其外五百八十人程。因縁戒は六百本程千人からの血脉授与相成。當山寺内に生を受候物は勿論近在遠方よりも日々參詣。戒法説戒聽聞の因縁は是も千客易広大の□因也。七昼夜御奉行所より調方衆兩人。同心衆四人相詰居。寺中よりと申一点の障りものふ相濟候義は中々非力の者とも及處には無之。全く御開山二代尊寂定より發起御勤被下候半

戒林謙光

通幻寂靈
天鷹祐
天先祖命

天保十二年（一八四二）

と感入。戒会中にも實に時々刻々感涙感心斗物事一点の障りのふ寺中。一同一和えは諸天善神及勝明神守護のふては不行届左候逆誰あつて勵き候人有之歟と存候得共それもなし。
只嗣法之弟子宝円寺謙光長老一人のみあつて惣して引廻し候のみ。當山住職の日よりして御開山前おるて一代尊^{*}二代尊^{*}三代尊の右三尊え報恩のため金剛經一卷。心經一卷。消災咒三返。
金光明咒百返として山門鎮靜寺内安全法孫法運增長衆僧無事眷属無難。宝円寺謙光住職無事無病無災錄後無陀配下無事と申して毎日拝登無怠慢相勤候。別段に報恩之致様も無之。
尚又拙子義竜谷寺おるて大保本師嗣法之日去る天保十二年丑九月十六日夜翌十七日より廿五拝の拝かさざと心得候得共行届兼。依之室中に向ひ消災咒福壽無量。夫より九拝本師存命中他行之節にても旅宿にて相勤。

若此一事怠慢候時は食事に不向と誓ひ相勤。迂化よりは九拝して大悲咒一返は今日に至り失念欠く事何程病中にも夫々の看経を不勤不済して朝食事に不向と治定致置候。漸く是程お本師えの恩報と旦^一は師恩お難忘印に相勤候。前件呉^二記し至候通無学無才の拙衲成お先主謙乗和尚後席に致呉候儀は不容易候。然といへとも先主住職中は本寮公界拙子一人にて引請官府往復之義も一形不成。心配実に其功分と存候得共是以本師之厚恩有之ゆへ先主後席に任し被置候事也。尚又當山おるて五百年來無之大戒会修行諸伽藍再建修覆行届且配下寺院之内には両会と申立七八ヶ寺も夏冬両会出願企候も拙子の取斗是以御國之益と相成。只今にては夏冬首座相帰全國中に融通候事は現在之事拙衲開山所も應請して出来諸事欠る事もなく余る事ものふして首尾円成候儀常々無油斷無事堅固法運法孫繁昌增長無事無難寺内安全衆僧無事。謙光無事住職無難法身堅固法運長久眷屬無事。録後無事。配下無事。山

全昌寺、愛知県西春日井郡師勝町

門鎮静。火盜潛消。

右之通り當山知客勤役已來は勿論其已前とても常々朝夕十二時中無忘看經祈念佛立願之功力によつて偏に諸天善神も無相違御守護被下候と相覺へ候。依之尚更看經增長祈念いたし候。乍未熟も當節住職相成候上寺中役寮も全昌岳桂両和尚補作致被呉也。住職入院大遠諱并諸普請引廻之義は宝円寺謙光一人あつて惣引請。

先々普請も全備大遠諱も首尾相済し候段も是偏弟子之力には無之。御開山二代尊其外諸天善神御補作御指揮被下候之訳。依て弟子の斗ひとは夢々不存。中々大山之伽藍壱人の取斗にて行届訳には無之筈皆隨喜補作の方は化身の菩薩と感し就中又彼是歩つゝ邪魔候も有之。是は定て外道の辺に候ひ仏世尊にも仏法弘通聖徳太子にても魔障のがれかたき事とくくく感入候。

右之通り種々全備候上は最早拙衲今日遠行候とも不苦。何に一つ逆恨もなく仮令尚存命するとも此上何事おかなさん。只二六時中仏飯お費し無事堅固祈念之外無之。早く他界候も一段とは存候得共思慮にも物事不行届。今此七八年無事永住候得は増分併十分はこぼるとしつと示しある足事おしるべし取去寿命にて只今他界候とも何にとんじやくは無之。拙衲常に祈り候処は他界候迄無事安穩。

依之偈に云。四十九年。無欠無餘。現世安穩。後生善処。今年拙衲四十九才也。ゆへに遺偈も如斯記し置候。呉々僧分の勤方は上報四恩下資三有と。日用心得候義は勿論之事尚又住職候上は御開山前并本師之義無油斷大切に心得勤可行蔭徳あれば餘報あると歎申て孝心に物事諸事篤実至誠に勤ば自然惡事もおのつからさり。善事は增長して順かんする事不

安政六年（一八五九）

可疑候。爰に大井和七郎と申者今大井与左衛門と改此者拙子肉縁之者にて拙子當山勤役中より諸事物事親く勤吳候ゆへ當山住職と申様成時にても有之時は御行不向。此者に渡り合頼度尋常心組候。先方も同心にして時節到来の時至れば兼て左袒の心持有之時至れり。^{*}十 分に荷担も致吳候。是以諸天善神の加護力と感心いたし候。安政六年未九月廿一日。津島天王様え御初尾金百疋差上右馬太夫殿え心願成就祈念頼置候處神前一七日祈念一七日満日之節神前より生ぐもはい出て候ゆへ心願成十に無相違と申出し被吳候。同九月廿三日出立にて遠州秋葉山え西之保村喜蔵実意心願を以代參參り被吳御初尾金百疋御膳料金小判壹両也。代參金貳歩也。并金百疋と◎三百十三文御膳料に豊川大明神え御祈念料差上候事。秋葉山えは急度心願をこめ此方おゐて祈り候。上代參相立て候。右之通仏神力を以候哉。弥速に十月十七日と被仰付候段開運強かりし也。難有候事。晋山の日並も十一月十五日治定候上又ミ天王様え金百疋秋葉山え御礼金壹両并金百疋代參金貳百文也。豊川大明神御礼金百疋◎三百十三文也。心願成就御礼申上候事。

一
福德勝稻荷大明神は因縁有之先年より信仰。然るに今般格別守護不淺。殊に興禪寺輪住一条に付ても悉く守護有之。奇瑞あり。萬事思慮成就相成候義は偏に此大明神之守護。

尤先年より開運之節は再官も申上度心願に付今般開運に付ては不思議成申合も有之。土田弥十郎殿悴^{*}次郎殿遣し度參り度誰申出人なくして此者代參遣し候義不思議に申合候は神慮に相付候哉。尤土田に勧請有之。稻荷は拙子同未九月廿二日祈念福玉稻荷明神と神号授け置旁因縁を以金貳百疋神官料寄附いたし此方大明神再官料金壹両に代參金三歩相渡。當山役人土田謙次郎と御達申上候。人足帳も為持十一月朔日に此代參人秋葉山代參人も同出

安政六年（一八五九）

立にて同十日は□□日吉旦ゆへ右日限には無相違帰寺致候様頼遣し兩人とも右日限同日無事帰寺仕當内寮等え付下しも夫迄に普請成十。心願成就之御礼に内寮おゐて先々諸天善神始稻荷大明神等え御礼御祈念申上候。入院式大遠諱法式等一点之障りなく諸事成就無事任務候段實に諸天善神之守護力によつてと日夜無油断感心御礼難尽。心の思儘に成就候事難有仕合。此外筆紙に難尽事此上も諸天に無事長久奉祈念候者也。

附大遠諱に付。勸化之義も凡七百両程寄。然るに千両程も借財相成。諸堂再建修覆其外諸入用倍增入用。諸堂尊直之時節旁莫太成失墜。入用に付借財も多分出来左候逆此訳立方不致候。半ては第一主人の心配。然るに寺院在家又は吉祥講と申名古屋町家の大家等頼入候て夫々宝円寺謙光一人の働きを以先々講金七八百両も出来相成候。今十ヶ年相満候は々借財訳立は勿論返済之上金子も多分益金出来相成候筈此段偏に宝円寺之骨折に候。是以諸天神の隨喜と感入候事。

弘化五年（一八四八）

一 弘化五年午五月□。心願發し置。開運之時に至れば開運大黒尊百躰迎へ百人に与開運の恩報いたし度に付開運心願成就候間。

安政七年（一八六〇）

一 安政七年申正月。大黒天百躰相迎点眼致此尊天信仰之輩は開運心願心の儘に成就する事相違無之旨祈念之上同正月十三日寅之日より信仰方々え施与候事。

萬延二年（一八六二）

一 文久二年（一八六二）
一 萬延二年酉正月。開運大黒天百五十躰施与候事。

文久三年（一八六三）

一 文久三年亥正月。開運大黒天百躰相迎百人え施与之事。

文久四年（一八六四）

一 文久四年甲子正月。開運大黒天百五十躰迎百五十人え施与候事。

元治二年（一八六五）

慶応二年（一八六六）

慶応三年（一八六七）

慶応四年（一八六八）

元治二乙丑正月。開運大黒天百躰彫刻百人え施与之事。

慶応二丙寅正月。開運大黒天百三十躰相迎百三十人え施与開運成就為致候事。

慶應三年卯正月元旦。開運大黒天二百三十人え施与開運成十為致候。

慶應四年辰正月元旦。開運大黒天二百躰施ス。内百躰ハ熱田講中へ施ス。

明治二年巳正月元旦。開運大黒天百躰施ス。

明治三年午正月元旦。開運大黒天百躰施ス。

明治四年未正月元旦。開運大黒天百躰施ス。

同曆五年申正月元旦。開運大黒天百躰施ス。

明治六年酉正月元旦。開運大黒天五十躰施ス。

同曆七年戌正月元旦。開運大黒天七十一躰施ス。

同曆八年亥正月元旦。開運大黒天六十三躰施ス。

安政七申正月ヨリメ千七百六十四躰施与也。

同九年子正月元旦。開運大黒天五十躰施ス。

同十年丑正月元旦。開運大黒天五十躰施ス。

同十一年寅正月元旦。開運大黒天五十躰施ス。

同十二年卯正月元旦。開運大黒天五十躰施ス。

明治十三年辰正月元旦。開運大黒天五十躰施ス。

明治十四年巳正月元旦。開運天五十躰施ス。

同十五年午正月元旦。開運天五十躰施之。

文久三年（一八六三）

同十六年未正月元旦。開運天五十軀施之。

同十七年ヨリ廿一年迄開運天二百五十軀施之。

同二十二年ヨリ三十体施六百八十体。
二口×二千四百四十四体施。

文久三年亥正月九日。前大納言様當大納言様御上洛に付献金十両差上候事。^{*}

文久三年癸亥正月十七日。石像十一面觀音大士建立。金剛經一字一石書写相納供養之儀は同二月一日致候事。右尊像は座仏にして安住不動如須弥山と仮令百萬年お経るといへとも此尊像くずる事もなし。尚又伽藍もおなしく破壊する事なし。山主及僧衆も金剛の如く堅固にして録後退点なく弥勒尊の出世の会座迄守護被下候様に金剛經読誦書写して日々無怠慢心願祈念并此尊寄附及隨喜の者も此縁を以無事長久は勿論開運心の儘に成就する事被下候様心願候上は共に仏果成し弥勒尊の出世に各々先立先陣して仏道成就す者也。

但し金七両栄村市左衛門寄附及外寄付金五両も有之。拙子分五両也。都合十七両程入用に候。なけ餅土田弥十郎壹斗。中村屋平右衛門壹斗。石橋旦方中壹斗。知行所貳斗。メ右二月一日供養候事。

當山夏冬、首座打帰金五両つゝ毎年十両つゝ積立。五十年に五百両となして仏殿再建之志願。先に文棟和尚相發し被置。尤年々利分は住職人自由之筈に候。

然るに拙子當山住職之節諸事請取之節全昌寺始右利分も積立度達て申出候間主人として役寮之申に任せんも如何敷。依之首座積立金半分利足住職人自由半分積立候様拙納申出。尤

此半分之内十両金年々寺中役寮役寺大衆造衣資料に割出し候と治定致置候。向後右之趣取

斗可心得之事。

文久元年（一八六二）

愛知県海部郡美和町

二十三世大法輪如

稻沢市北島町

十二世石翁戒禪

文久三年（一八六三）

右院伽藍開法之義は菊仙院輪如長老并陽春院老僧戒禪之請に応して陽春院法地再興開山
文久三年亥二月廿一日伽藍伝法同院
と願済候事。

おいて相続候事。

萬延元年（一八六〇）

萬延元申閏三月廿二日。二代尊遠諱勸化奉願候処。右當日御聞済之事。

右は夫々御調も有之事にて容易に御聞済無之筈。尤追振にも手お尽し其上御聞済之処
當日済は実に諸天の守護にて成田殿聞済之事。

稻沢市鳥町

三世天海梵龍

右寺初住天海老え伽藍開法仕候事。

文久元年（一八六二）

文久元年酉三月。本寮再建奉願御聞済之事。

文久元年酉九月。玄関再建奉願御聞済之事。

文久元年酉九月。當山境内稻荷社建立勸請奉願御聞済之事。

文久元年酉十二月十九日。二代尊遠諱に付戒会興行戒師勤度奉願御聞済之事。

文久二年酉二月。^(ママ)當山勝稻荷明神再々官として全七両貳歩奉納。伏見愛染寺え代参として土田鎌次郎殿遣し福玉明神再官寄附金壹両。代参路資金壹両貳歩也。メ金拾両也。私金を以前件官位成就いたし候。

右は配下勸化取集礼謝之心持并再々官之上は大遠諱も首尾相済候様心願之ため二月初午迄

安政六年（一八五九）

に右明神社も成就。社は常什より出来代金壱両也。其上九尺壱間の拝殿も建立願済いたし
永代山門鎮靜寺内無事祈念のため也。依之勧請致置稻荷明神は仏法守護の神也。何れも信
迎可有之候。

一 安政六年未十月。入院前に内寮北え付下し六畳間出来。誠に自由克なりし事并物門番所壱
ヶ所新規出来置候事。^{*}

一 拙衲住職之地満願寺并法正寺えは茶湯料として金壱両つゝ寄附致置度其心得には候得共未
不相納候。牌面は納置候。

一 龍谷寺宝円寺えは遺金等有之節は其取斗にてよろしく。興禪寺は拙衲夫々功分有之候事。
一 陽春院えは伝衣一領付置度事茶湯料之儀は金片五両也寄附。當山に預り置利分差下遣し候
間外に寄附品無之とも可然筈候事。

一 當山えは御開山尊え御供養料又は自身牌面茶湯料と歛として金片両寄附申度（此分牌面ノ
ウラニ記シ置也）。此段住職の院掛より之志願に候。尚又永々住職の人一代に金十両つゝ
當山え寄附いたし置。此金子利も積立利倍して融餘金と名付御開山御供養料に致度金百両
に相成候はゞ其上は常什え利足半金相納半金子又元金に積立候様致度此儀も時々心には掛
り候得共何分未た衣鉢金融通も不致。入院之節は金子貳百余借人え仕合分此借財半途に
して訣立方不致。依之思儘にも不行届。興禪寺儀は束て金貳百五十両程之價。此儀は勤役
中此寺一ヶ寺吾らで先きにて得候一寺也。是以當山之恩徳お受候より出来候。御開山尊は
法孫之者大切に可心得候事。

當山御開山二代尊此両尊旦本師え不忠不孝にして尊敬と不敬輩は吾子孫法孫には不在。尚

更可敬事に候。御互に生死は無常なる者にていつ何時遠行移化他界之儀は難斗。依之□常別段に仕度用意は無之共心中には二六時中無油断用意。若遠行と申しても貪着更に無之様心得居候。依之涅槃衣等も用意着用の单衣も出来置候。

但し遠行所持物之儀は常々看經之節読誦候。金剛經一巻外に十一面經小本壹巻。剃髪血脉授戒貫道老師之血脉珠数は求置候て白陀袋え入置候。笏一揮搭袈裟衣着度にして遠行とは申といえともきやはんは不用。併杖は柱杖の代りに用ひ候。香具之類等も入置持參候事時々看經三昧にして邪道等えは不立寄。直に善処に安心立命の境界に候間少も邪道の辺に用事なし。速に淨界え生を受候。心得依之遠行後金剛經心經大悲咒金光明咒。又は法花讀誦之事。又は十一面大士咒十一面經等讀誦之事別段に丁寧供養等無之とも法類同一和の念に住して日待祭礼の心持にして賑々敷相勤候事供養の第一也。石塔は竜谷寺興禪寺え金壱両つゝにて出来可立候事。當山えは別段之事立置候筈に候。見合之事代料也。火葬土葬之儀は時之宜敷に可任事。拙衲は遠行と決心におるては其辺には一切心おとどめ不申。此者不遠淨界に安往不動之境界に候事。法服衣類之儀は法類等遺送も可遣。皆是嗣法之者取斗萬事謙光可取斗事に候。少も非人等えも施行可有之事法類之接待は二すくも非人え施行致度併し當時は施行候ても人氣あしくゆへ施行のかいはなくとも是も見聞之事。拙衲儀は長病無之様に常に心得候得共是も因果なれば致方も無之。左候節は看病病人にも相応手當遣し候事。

他界の日並はいつにても十七日と可定候事。十七日は拙衲大切之日並十一面大士も正月十七日に建立候間十七日と相定候事。

但し尼僧剃髪の弟子も有之候。右は夫々尋常勤方又は洗濯物等いたし候者えは別段心掛遺物も遣し候事。其外は金壱両も可遣是も余財無之候は金貳百疋つとも遣し候てよろしく。一首座方えは五条衣の壱肩つとも存候処ゆへ其内にも生前実意に可勤人は別段遣一度金子にしては金百疋位より百五十疋迄にて可遣取斗之事。金子も夫々用意金調度候得共中々入院後引次て多端入用差掛けり大遠諱に付ても彼是入用入越し中々以用意之金子難出来。今爰五六ヶ年も相立候は少し出来候と存候得共是以不徳成者にては難調只山門鎮靜錄務無事。配下無事。法運增長。法孫繁栄。衆僧無事。眷属無事。外魔降伏。怨敵退散。寺内安全。謙光住職無事。拙納當山住務永住無事。二六時中無油断所祈候者也。

于時文久三年癸亥六月十七日

今年

世壽四十九歳。
法臘四十三年。

偈二云

四十九年。
無欠無餘。
現世安穩。
後生善處。

右之通の境界に候間何才の節にても何十何才として右之趣決定いたし候。此外只今にては別に遺言之訳も無之。諸事移化之後は嗣法之弟子宝円寺謙光長老取斗可有之事。又も認置候義は追々先きへ認入可置候者也。

現住正眼四十世

大鼎良器叟誌置 印印

元治二年（一八六五）

一 宮市丹陽町五日市場

慶応元年（一八六五）

元治改元甲子年三月四日より戒会啓建。五日市場村法正寺戒師相勤候事。
慶応元乙丑四月廿二日より戒会啓建。竜谷寺戒師相勤候事。

慶応二年寅七月四日。御用之儀に付當奉行所え罷出候旨御奉行衆鈴木久太夫殿より御状到来御證文にて六師より持込候。

尤五半御呼御用之儀は去亥春より御上洛被為在候節御武運御長久御無事御帰城之旨御祈念申上候付今度阿蘭陀焼御香炉壹拜領被仰付候事。

當山先代よりも御座美品等拝領も御座候得共御手道具品拝領之義は今度始て之御事にて未曾有成事。依之御品永々當山什宝に附置候。尤御役所えも御達し置候上にて付物帳にも相記し候事。向後承知迄に記し置候事。寅七月十一日良器記置。

明治三庚午年十一月廿八日。隱居出願候処當日聞濟相成候事。

明治三年（一八七〇）
一 拙衲儀右午年十二月三日。寺務筋遠慮之旨謙光長老とも兩人同日被甲付如何にも十六ヶ寺寺より申込之程十六ヶ寺等不届之事。然処不日。明治五年申正月廿六日寺務遠慮之儀謙光長老とも同日相解候と被命候也。

明治三庚午九月廿二日。大本山御太礼入院式に付拙衲上山。伴僧として興禪寺謙光并仁昌寺大音供一人上山。

然る處萬松寺始十六ヶ寺動乱。他行中も終に隱居出願。興禪寺とも兩人同十一月十八日隠居出願済相成。段々心労本山件には両会とも身命放捨之程苦勞。然るに本山荷担之功も不

西春日井郡師勝町
十八世海洲大音

相立。却て兩人不都合とも相成退休之程之事に候。

拙子義は青松に幼年より因縁有之。廿九才より弊師出頭より相結三十四才にて迁化。本師被及三十五才より本寮引受。四十五才十月十七日台命被仰付。五十六才十一月二十八日迄一点障り無之住務罷過。

然るに万松寺等より申立之廉より御勅裁相守り候。此方共退休寺は如何にも心外千萬之事に候。拙衲之長々隨勤之功分と相心得。夫々之方へ証文金を以左之通配分申渡候事。

明治三年（一八七〇）

瀬戸市岩屋町

十七世瑞應祥岩
明治四年（一八七一）

一宮市丹陽町五日市場
十二世珍道大牛

庚午十二月渡

一 證文金十五両

淨源寺祥岩和尚

辛未二月渡

一 同十五両

法正寺珍道和尚

辛未正月渡

一 同十両

大音和尚仁昌寺

庚午十二月渡

一 同十両

報恩寺感應長老

辛未二月渡

一 同五両

盛屋寺内祖傳長老

壬申年中渡

一 同五両

岳桂院閑居和尚え
正道和尚弟子道鱗

立身之節助成遣す。

拙納住職已來新規再建修覆仕替物覓

中庭

一一十一面尊石像

雨覆とも

出来

一稻荷神社

出来

一惣門番所

出来

内寮裏に座敷

出来

一本寮

出来

一玄関

再建

岱松院

再建

御開山堂

上ヶ方

右は是迄四壇之處一壇増して五壇にいたし尤御開山堂下タも上ヶ方一同いたし廻廊椽も張

替手広にいたし候事。

大方丈裏に座敷

出来

鐘樓堂

引方

右に付廻廊修覆候事。

大方丈中門

出来

一 庫下免藏

出来
上ヶ方

一 庫下大極柱

并座敷柱貳本上ヶ方とも

一 山門屋根四方

葺替

一 宝藏土蔵

右瓦葺替壁塗替其外諸堂屋根替壁塗り替修覆手入無之処なく修覆いたし候事。

一 二代尊四百五十回遠忌に付莊嚴道具類并仏殿法被大方丈用水引御紋付出来。其外玄関用白唐幕御紋付壹帳。外に麻幕三帳新規仕替。上ヶ帳は貳ヶ所に壹対つゝ出来。其外庫下向飯臺等お始右に付候。用器本椀五十人前煮上ヶ切留十枚桶類諸器類等什物品等夫々多分出来之事。吾用として夜具庸団数升枚遠忌に付出来之事。

一 朱綱代籠

右は代金十両余也。

右は遠忌に付夫々寺院勸化等集金有之候得共全高六百両程之寄会にては逆も前件数ヶ所之儀難整旁凡千両余之借財相及。尤遠忌之節は大法会并大授戒等當山開闢より始之授戒修行相企旁多分之入用にも相成。入金等夫々差引残り借財も夫々始末不致置候半ては後々之愁と相成。依之夫々之寺院并俗家之結縁へ相頼金高八百両余之講会取結ひ貰此金子取メリ致し諸寺院え貸廻し利潤を以八百両余之講会返金等相勤。右講満会相及候上は二代尊之御利益且は寺相続之模通りとも可相成筈手段は口込み工風相立講会專一に取結旁取斗候処不□成就立会相成候段偏御開山

二代兩尊之甚徳是迄は返金等取斗候得共末うにては元金之内を以返金等え指出不申候半ては中う利潤斗りにては難□候。

右等之講会并諸普請修覆向之化主直歲世話筋弟子謙光長老之相働き以夫う諸事取斗金備候也。今七八ヶ年相過候上講会満講にも相及候はミ二代尊御廻貸金も四五百両は無相違返金と相成候筈左候時は實に當山之利益と存候。前条大講満講に相成候上は誠に不人形功分と被存候事。

一當山相用候先箱金紋之儀は先うよりも相用來り候訳には候得共拙納代之取斗を以當代始て金紋相用。此段は寺格に付不容易儀後來之重功と存候事。

一當山儀本山永平寺四門首準席に被仰付候。右は先代に金五十両也。鎮金之□を以用達致置候。□□訳を以為功分被申付并本山より□殊製朱椀三十人前坪平□被下候。是は近頃祖山荷担申上候との儀。且金子五十両元利十ヶ年□□ては百両程にも相及候訳を以當代え被下候。依之永世當山之什宝と相成。珍重に存入候事。

一配下寺院之内十ヶ寺今度兩会修行相成候筈に付右寺等より恩金百八十五両也。右は永世鎮金と相成候儀は金拙納之取斗幾ミ功分と相心得勿論御國之利益とも相成候事。

一今般拙納儀從 御上阿蘭陀燒御香炉壱拝領被仰付候事。右は去う亥年正月より御上御両子様度ミ之御上洛御心配被為在候由に付正月御年頭之節御両君様え金十両つミ御見舞の心組を以献金申上其上御無事御武運御長久御祈念申上候。同亥年五月御祈念満願之節御札御城え御納め申上度奉願候処御聞済之上御城え御納申上候。尚更其後も節ミ無油断御達申上候上にて御祈念申上候之全功分にて自然前件御香炉拝領被仰付候由不容易御事と奉感儀候。尤諸天善神えも莫大成御祈念申上候事。依之後代之為に右之御品當山之什宝にいたし置可

申候。誠に當山おるては未曾有成事に候。

一 御祿賜品都合十度余。拙衲拝領仕誠に冥加に相叶日々夜二六時中御國恩之程難忘朝夕無怠慢御祈念申上候得共尚更御武運御長久御無事五穀成就國家□平之程御祈念申上候。寺内安全無事長久目出度珍重。賀志久。

慶応二年（一八六六）

慶応二丙寅年八月十五日吉辰

現住方丈 良器

花押

慶応三年（一八六七）

* 慶応三年卯六月十一日巳之日。夜にある人兩人してむしろおるところこのむしろ四束もとめ度直段何程と申候に壱束五百文つゝと申して上むしろ也と夢見さめて感心考候はむしろの文字は蓮字にて升年延るとの道利にて此字は多賀大社の御守字に候。尤此日比に多賀山之代參兼法正寺和尚參詣候旁靈夢也と考此に記し置者也。

万延元申夏

同冬

文久元酉夏

●雲居寺聯明

●大慈院慈元

文久元酉夏
斎年寺白玄

文久元酉冬

文久一戌夏

文久一戌冬

●竜谷寺戒溫

●常觀寺未白

文久三亥夏

●玉泉寺梅妍

○靈松寺良重

文久三亥冬

元治元子夏

●宝円寺雄峰

青原寺正禪

元治元子冬

○洞雲寺龍門

慶應元丑夏

同丑冬

●千松寺泰珍

日光寺祥林

慶應二寅夏

●安徳寺得中

○寅冬

●大慈院慈照

○三卯夏

●善孝

ノ三卯冬

●盛屋寺祖傳

ノ四辰夏

●孝林

○明治元辰冬

○清音寺錦洲

明治二巳夏

●禪芳寺道鱗

明治二巳冬

●稻原寺道山

ノ三午夏

○天聖寺泰量

ノ三午冬

●安徳寺仏仙

都合二十二員首座也。

右墨点掛之者は甚不忠不勤之者。就中未白道山得中は十六ヶ寺へ付不届不心得方に候。

不參勤
此者他國者

尼僧剃髪之覚

地藏寺

不參勤

此者他國者

祖禪

秀禪

靈明

恵定

鉄定

真牛

孝全

覓定

得音

真空

憲孝

祖孝

保順

保堅

モ功分之訛取斗可恵事。

外ニ寿山 義雲兩人ハ剃髪之尼僧よりも常々相勤有之事。

于時明治五壬申年正月十七日改記

四 おわりに

——大鼎良器の主な行動と正眼寺退隱問題——

以上、『住山雜記』を翻刻し、それを中心に良器の伝記をながめてきたが、歴住地は龍谷寺二十五世、宝円寺四世、満願寺十六世、法正寺五世、興禪寺二十九世、正眼寺四十世であった。『住山雜記』による法地開山地は善昌庵（現在、禅昌寺、愛知県海部郡甚目寺町）、陽春院の二ヶ寺であるが、その他、太慶寺（津島市南本町）、寿昌院（愛知県西春日井郡師勝町）、禪林寺（愛知県西春日井郡西春町）、宋岳寺（豊田市貝津町）の法地再興開山や伝法始祖ともなっている。

良器は弘化二年（一八四五）、龍谷寺へ首先住持したが、本師の大保良林が天保十四年（一八四三）九月に正眼寺三十八世へ昇住して以来、正眼寺の侍者寮に安居し、良林が示寂する嘉永元年以後、正眼寺へ転住する安政六年（一八五九）十月迄知客を勤めており、住持地に穩座することなく正眼寺に詰めていた方が多かったようである。それは良林に随侍していたためで、六才で母、七才で父を亡くして以来、九才の時に道音寺（江南市大字五明）で良林に参見

し随侍して、ついに天保十二年（一八四一）、二十七才で嗣法した。良林は天保十五年に正眼寺へ入院した祝儀として、良器へ転衣上京するための官金や路資を授けており、また、弘化二年に龍谷寺へ首先住持する取り計らいも行った。良器が一人前になる迄の二十六年間面倒をみたため、良器は良林の深い師恩を蒙ったのである。

良器は開運大黒天の信仰をもつていた。それは興禪寺時代の弘化五年（一八四八）五月、小さな大黒天を得、それに心願したところ開運を得たため、それ以後、百倍の百人へ施与することを心願し、嘉永四年（一八五一）正月より三月迄に自ら彫刻した大黒天を百人へ施与した。それ以来、安政七年正月には一〇〇体、萬延二年一五〇体、文久二年一五〇体、同三年一〇〇体、同四年一五〇体、元治二年一〇〇体、慶應二年一〇〇体、同三年一三〇体、同四年二〇〇体、明治二年一〇〇体、同三年一〇〇体、同四年一〇〇体、同五年一〇〇体、同六年五〇体、同七年七一体、同八年六三体、同九年五〇体、同十年五〇体、同十一年五〇体、同十二年五〇体、同十三年五〇体、同十四年五〇体、同十五年五〇体、同十六年五〇体、同十七年より同二十一年迄

二五〇体、示寂する同二十二年には三〇体の総計二、四四四体を自彌し施与している。さらに、良器は正眼寺住持以後、毎日『金剛經』を二、三回読誦しており、夏冬安居の首座にも『金剛經』を付与した。

良器は四十九才の文久三年（一八六三）六月十七日、遺偈を認め示寂後の指示を行っている。それについて『住山雑記』に「御互に生死は無常なる者にていつ何時遠行移化他界之儀は難斗。依之□常別段に仕度用意は無之共心中には二六時中無油断用意。若遠行と申しても貪着更に無之様心得居候。依之涅槃衣等も用意着用の单衣も出来置候。」といい、生死無常のため涅槃衣も用意しているのである。さらに「石塔は龍谷寺興禪寺え金壺両つゝにて出来可立候事。當山えは別段之事立置候筈に候。見合之事代料也。火葬土葬之儀は時之宜敷に可任事。拙衲は遠行と決心におるては其辺には一切心おどめ不申。此者不遠淨界に安住不動之境界に候事。法服衣類之儀は法類等遺送も可遣。皆是嗣法之者取斗萬事謙光可取斗事に候。……他界の日並はいつも十七日と可定候事。十七日は拙衲大切之日並十一面大士も正月十七日に建立候間十七日と相定候事。」とい

うように、墓塔のことや火葬か土葬か時宜によることなど具体的にいう。また、示寂日は必ず十七日にすることも定めており、その他、尼僧の弟子への献金、首座方には五条衣一肩と献金することなども取り計らい、遺偈の「四十九年。無欠無餘。現世安穩。後生善処。」は境界が変わらないため、年令のみを変えるといい、諸事は法嗣戒林謙光が取り計らうものと述べている。

このような遺言を認めた背景には、安政七年（一八六〇）三月、二代尊四五〇回忌を修行した時、諸堂の再建や修復に千両程の借財を残すことになった。しかし、講金などで七、八〇〇両が集まり、その後、経済的基盤を安定したと『住山雑記』には記しているが、それも一つの理由になつたのではなかろうか。

次に、良器の正眼寺退隱について考えてみたい。良器は明治三年十一月二十八日に正眼寺を退隱した。退隱したというよりも退隱せざるを得なくなつたのである。良器は九月二十二日、大本山總持寺独住一世梅崖奕堂の晋山式に上山しており、他行中であつたが隠居願を出さざるを得なくなつた。しかも、良器のみでなく副寺の謙光もあつた。

それについて「然る処萬松寺始十六ヶ寺動乱。他行中も終に隠居出願。興禪寺とも兩人同十一月廿八日隠居出願済相成。段々心労本山件には両会とも身命放捨之程苦勞。然るに本山荷担之功も不相立。却て兩人不都合とも相成退休之程之事に候。」とあり、万松寺始め十六ヶ寺による動乱といふが、永平寺、総持寺の總本山問題などで、兩人共正眼寺に不都合な行動をとつたため退隱させられたのであろうか。

それに対し、良器は「拙子義は青松に幼年より因縁有之。廿九才より弊師出願より相結三十四才にて遷化。本師被及三十五才より本寮引受。四十五才十月十七日台命被仰付。五十六才十一月二十八日迄一点障り無之住務罷過。然るに万松寺等より申立之廉より御勅裁相守り候。此方共退休寺は如何にも心外千萬之事に候。」といい、本年十一月二十八日迄、正眼寺住持を無事勤めてきたが、万松寺等よりの申し立の廉による御勅裁を守るため退休するという。また、退休寺はどこであろうと心外千万と厳しく答えていた。そして、良器に随侍し正眼寺のために勤めてきた淨源寺の瑞應祥岩、法正寺の珍道大牛、仁昌寺の海洲大音、報恩寺の

感應、盛屋寺の密宗祖傳などへ証文金を配分せよと申し出ているのである。そして十二月三日、良器、謙光共に正眼寺の寺務より手を引くことを申し付けられたが、その申し付けも同五年正月二十六日には解消されたのである。

右のことは『住山雜記』による正眼寺退隱時のことであるが、これに関する正眼寺文書は見当ならない。万松寺等十六ヶ寺の動乱あるいは申し立てによる退隱理由とは何であつたか詳しい事情は明らかにならない。「歴代住山記」に良器のみの伝記が存在しないのと何か関係があるのではなかろうか。良器、謙光の行動は正眼寺にとつて不都合であつたためであろう。しかし、良器はその理由について詳しく述べていない。また、『住山雜記』には正眼寺退隱後の行歴を全く記していない。最終焉地など明らかにならないが、宝円寺の過去帳によれば、

四世再中興 明治廿二丑旧九月十七日

當山ニ閑居十三ヶ年ナリ。在世中伽藍
大鼎良器大和尚 修覆鄭重行届常ニ看經三昧ナリ。

理趣分金剛經等読誦。

とあり、明治二十二年九月十七日に示寂した。命日の十七

日は先の遺言通りで、年令は七十五才となる。同過去帳の明治十一年八月に記した「靈簿序」に「當山寓居前正眼寺補助 良器老納」とあるため、正眼寺退隱後、法地開山地などに寄住し、その後、宝円寺の法務を補佐すること十三年を経て宝円寺で示寂したものと考えられるのである。